

神奈川県「次世代自動車充電インフラ整備ビジョン」

神奈川県のビジョンを次ページ以降に公開します。

神奈川県内で「第1の事業」として補助金交付申請を行う場合は、下記フローに従って、処理を進めて下さい。

【神奈川県のビジョン確認フロー】

- ①ビジョンの要件を満たしていることの確認依頼 [《申請者→神奈川県》](#)
- ②当該申請がビジョンの要件を満たしていることの確認 [《神奈川県》](#)
- ③確認書の作成 [《神奈川県》](#)
- ④「要件を満たしていること」もしくは「要件を満たしていないこと」の連絡・
[確認書の交付](#) [《神奈川県→申請者》](#)
- ⑤申請 [《申請者→センター》](#)
 - ・申請者は、申請書に自治体等から付与された[管理ナンバーを記入、交付された確認書を添付の上](#)、申請書類一式をセンターへ送付してください。（申請書に自治体の承認印、サインは必要ありません）
- ⑥申請受付 [《センター》](#)

上記フローは、神奈川県での確認フローとなります。自治体等によっては異なったフローを採用している場合がありますのでご注意ください。

一般社団法人次世代自動車振興センター

神奈川県へのお問い合わせ窓口は以下となります。

担当部署名：産業労働局産業・エネルギー部 スマートエネルギー課
電話番号：045-210-4133

神奈川県
次世代自動車充電インフラ整備ビジョン

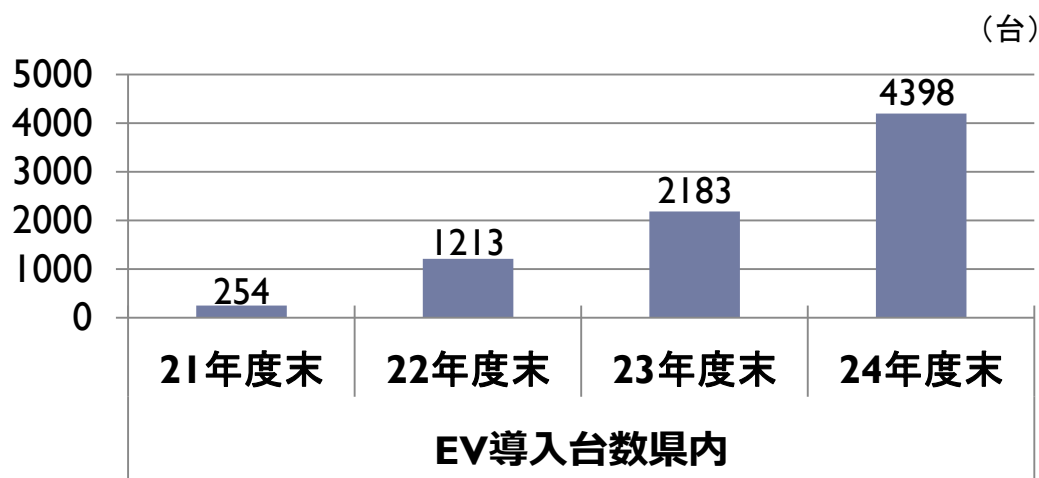
平成27年3月作成

1. 現況

(1) 県内EV及び充電設備の普及状況

神奈川県内の電気自動車は
平成24年度末で4,398台に達し、
全国トップレベルの普及台数

さらなる普及のためには、
充電インフラの整備を促進が重要



(2) 県内の充電器の設置状況（平成25年4月1日現在）

急速充電器設置台数 159基（156箇所）

普通充電器設置台数 366箇所

2. 国の整備促進事業の概要

○補助の内容

充電器の購入費及び工事費の補助を通じて、計画的・効率的に整備します。

第一の事業 県等のビジョンに基づき、かつ公共性を有する充電設備の設置(充電器の購入費の補助率2/3、設置工事費は定額)

第二の事業 県等のビジョンに基づかないものの、公共性を有する充電設備の設置(充電器の購入費の補助率1/2、設置工事費は定額)

第三の事業 マンションの駐車場及び月極め駐車場等へ設置する充電設備の設置(同上)

第四の事業 上記以外の充電設備の設置(同上)

第五の事業 自立的なインフラ整備に不可欠な課金装置の設置等(補助率1/2、設置工事費は定額、外部給電器は購入費のみ)

なお、「公共性を有する」とは、以下の全ての要件を満たすことが必要です。

- ①充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に入れる場所にあること。
- ②充電設備の利用を他のサービス(飲食等)の利用または物品の購入を条件としていないこと
(ただし、駐車料金の徴収は可。)
- ③利用者を限定していないこと(ただし、会員制などとしていてもその場で充電器利用料金を払う方法などで充電器を利用できる場合は条件を満たすものとする。)

○今回の整備促進事業のポイント

・ビジョンに基づく設置については、補助率がかさ上げされます。

補助対象経費	通常		ビジョン
充電器の購入費	補助率		補助率
	1/2	⇒	2/3

・すべての事業区分で設置工事費が定額で補助されます。

3. 充電インフラ整備の基本的な考え方

(1) 現状と課題

- ・現状では、急速充電器は、全国トップクラスの基数が設置され、電欠の危険度は少ない。
- ・一方、都市部や幹線道路沿いなど、利用頻度の高い充電器では、充電待ちが生じている。

(2) 整備の基本的考え方

急速充電器の整備

- ・幹線道路沿いなどに「経路充電」として急速充電器を増設し、EVユーザーの安心感を向上
- ・充電待ちによるロスを最小限に抑える快適なインフラ環境を整備し、利便性を向上

普通充電器の整備

- ・観光地、テーマパーク、ショッピングセンターなどに「目的地充電」として普通充電器を主体に増設し、EVユーザーの安心感を向上させるとともに施設利用を促進
- ・長時間の充電となるため、一箇所複数基の設置を想定

4. 充電インフラの整備目標

- ①普及初期として2016年度末の規模を想定
⇒ EV普及台数の増加に対応できる規模
- ②ユーザーの安心感を向上させるため、急速充電器の割合を増やすことを基本に、経路充電(急速充電器)を幹線道路沿いに整備するとともに、目的地充電(普通充電器主体)を観光地や商業施設等を中心に整備する。

2016年度末 急速充電器 636箇所 (新規整備 477箇所)
普通充電器 897箇所 (新規整備 531箇所)

区 分		EV普及台数 推計 (累計)	前期比 増加率
創出期	2009～2012年	実績 4,398	
普及初期	2013～2016年	14,498	3.3倍
普及期	2017～2020年	51,498	3.6倍

急速充 電器	普通 充電器
159	366
636	897

2016年に想定される
14,498台の充電を可能と
するインフラ規模！

5. 地域インフラ整備計画

1. 幹線道路沿い施設への整備

経路充電(急速充電器)の整備促進

①主要幹線道路沿い(道路から2km以内)に急速充電器を整備

(国道(自動車専用道路を除く)1号、16号、129号、134・135号、246号に5kmあたり2箇所 計150箇所)

②急速充電器が未設置で電欠の危険性が指摘されている小田原厚木道路IC付近(各ICから3km以内)に整備(厚木、厚木西、伊勢原、平塚、大磯、二宮、小田原東、荻窪、小田原西IC 各2箇所 計18箇所)

2. 観光地、商業施設への整備

目的地充電(普通充電器主体)の整備促進

③観光地エリアへの整備

・横浜市、鎌倉市、箱根エリア(箱根町、湯河原町、真鶴町)

(普通充電器を各30箇所、計90箇所 急速充電器を各10箇所、計30箇所)

・三浦市、大山エリア(秦野市、厚木市、伊勢原市)、大磯町

(普通充電器を各18箇所、計54箇所 急速充電器を各6箇所、計18箇所)

④商業施設エリアへの整備 大規模商業施設が15施設以上ある17の市・区へ整備

(普通充電器を各10箇所、計170箇所 急速充電器を各3箇所、計51箇所)

3. 各地域への整備

自動車登録台数により各市区町村をA(6万台超)・B(1~5万台)・C(1万台未満)に3分類し、原則として以下のとおり整備

①急速充電器:A分類:10km²あたり1箇所、B分類:15km²あたり1箇所、C分類:面積によらず2箇所

②普通充電器:A分類:5箇所、B分類:4箇所、C分類:2箇所

6. ビジョンに該当する要件

<ビジョンの要件> 以下のすべての要件を満たす必要があります。

I 充電設備の設置場所等の要件

「7.ビジョンリスト1,2」で定める充電設備設置場所、充電器の種類、設置箇所数の要件を満たすこと

II 公共性等の要件

- ①充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に入れる場所にあること
- ②充電設備の利用を他のサービス(飲食等)の利用または物品の購入を条件としていないこと(ただし、駐車料金の徴収は可)
- ③利用者を限定していないこと(ただし、会員制などとしていてもその場で充電器利用料金を払う方法などで充電器を利用できる場合は条件を満たすものとする。)
- ④充電場所を示す案内看板を道路標識等の視認に支障がない範囲で設置すること

7. ビジョンリスト1 (沿道・エリア)

①主要幹線道路沿い(2km以内)設置※

設置場所		急速又は普通 (箇所)
路線名	(実延長 (km)自動車専用道路を除く)	
1号	113.6	46
16号	72.2	30
129号	27.3	12
134・135号	75.6	32
246号	72.3	30
合計		150

②小田原厚木道路IC付近(3km以内)設置※

設置場所	備考	急速又は普通 (箇所)
厚木IC～小田原西IC付近	各ICから3km以内に各2箇所	18
合計		18

③観光地エリアへの設置

NO	設置場所	急速(箇所)	普通(箇所)
1	横浜市	10	30
2	鎌倉市	10	30
3	三浦市	6	18
4	秦野市	2	6
5	厚木市	2	6
6	伊勢原市	2	6
7	大磯町	6	18
8	箱根町	5	14
9	湯河原町	4	14
10	真鶴町	1	2
合計		48	144

④商業施設エリアへの設置

NO	設置場所		急速(箇所)	普通(箇所)
1	横浜市	鶴見区	3	10
2	横浜市	西区	3	10
3	横浜市	港北区	3	10
4	横浜市	青葉区	3	10
5	横浜市	都筑区	3	10
6	横浜市	戸塚区	3	10
7	川崎市	川崎区	3	10
8	川崎市	宮前区	3	10
9	相模原市	中央区	3	10
10	相模原市	南区	3	10
11	横須賀市		3	10
12	平塚市		3	10
13	藤沢市		3	10
14	小田原市		3	10
15	秦野市		3	10
16	厚木市		3	10
17	大和市		3	10
合計			51	170

※ 普通充電器の設置については、急速充電器と併せて設置するものが対象で、普通充電器のみの設置は対象外です。

ビジョンリスト2 (各地域)

NO	設置場所		急速(箇所)	普通(箇所)	NO	設置場所		急速(箇所)	普通(箇所)
	市	区				市	区		
1	横浜市	中区	2	4	31	鎌倉市		-	-
2	横浜市	西区	2	4	32	藤沢市		5	5
3	横浜市	神奈川区	2	4	33	小田原市		7	4
4	横浜市	港北区	4	3	34	茅ヶ崎市		3	6
5	横浜市	緑区	2	7	35	逗子市		2	4
6	横浜市	青葉区	1	2	36	三浦市		3	2
7	横浜市	都筑区	2	2	37	秦野市		7	-
8	横浜市	鶴見区	-	2	38	厚木市		15	2
9	横浜市	南区	2	4	39	大和市		2	4
10	横浜市	港南区	2	4	40	伊勢原市		5	4
11	横浜市	磯子区	2	4	41	海老名市		4	4
12	横浜市	金沢区	3	4	42	座間市		4	4
13	横浜市	保土ヶ谷区	2	4	43	南足柄市		6	4
14	横浜市	旭区	3	4	44	綾瀬市		2	4
15	横浜市	瀬谷区	2	4	45	葉山町		2	4
16	横浜市	戸塚区	1	2	46	寒川町		2	4
17	横浜市	栄区	2	4	47	大磯町		2	-
18	横浜市	泉区	2	4	48	二宮町		6	6
19	川崎市	川崎区	4	4	49	中井町		8	10
20	川崎市	幸区	5	4	50	大井町		4	2
21	川崎市	中原区	5	4	51	松田町		2	2
22	川崎市	高津区	5	4	52	山北町		2	2
23	川崎市	宮前区	2	4	53	開成町		4	2
24	川崎市	多摩区	6	4	54	箱根町		3	2
25	川崎市	麻生区	6	4	55	真鶴町		2	2
26	相模原市	緑区	7	14	56	湯河原町		2	2
27	相模原市	中央区	5	4	57	愛川町		3	4
28	相模原市	南区	4	4	58	清川村		2	2
29	横須賀市		8	5					
30	平塚市		8	5		合計		210	217

合 計

充電器	合計(箇所)
急速	309
急速又は普通	168
普通	531

8. ビジョンの整備計画想定イメージ (急速充電器)

県内全域

各市区町村エリアへの配備

- A分類
- B分類
- C分類

